

住宅セーフティネットにおける居住支援

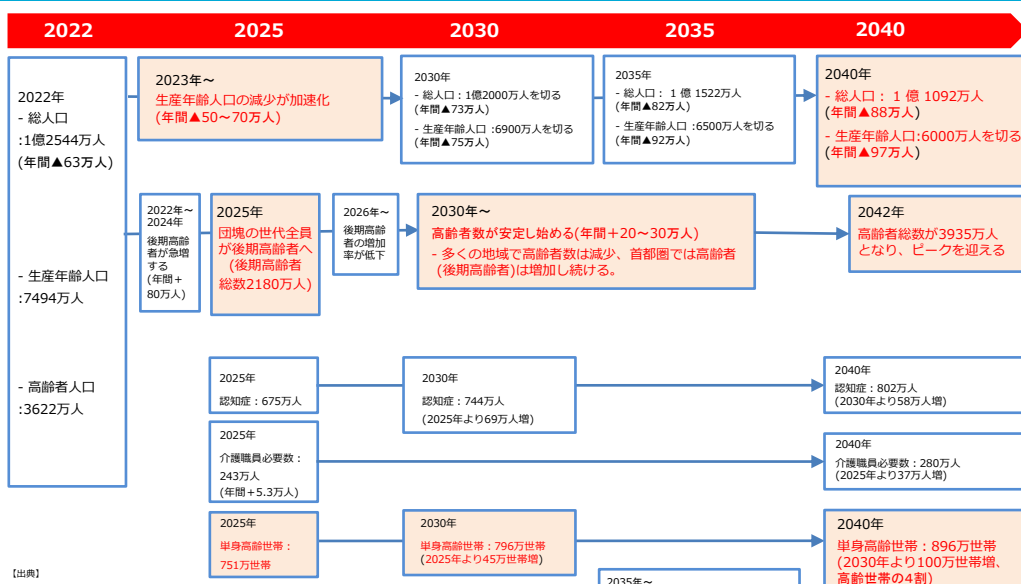
令和4年9月19日

国土交通省 住宅局 安心居住推進課長
上森 康幹



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(参考)2040年までの人口等に関する短期・中期・長期の見通し



【出典】
・人口について: 総務省「人口推計」(令和4年1月1日現在)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「出生中位(第七中位)推計」
・世帯数について: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30年推計)」
・認知症について: 厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(研究代表者: 二宮利尚/平成27年3月)、各年齢の認知症患者率が一定の場合の将来推計。
・介護職員数の必要数について: 市町村により第8期介護保険事業計画に位置づけられたサービス要員(総合事業を含む)等に、従づく要員数による推計値を集計したもの。

住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%							
	制限している	条件付きで制限している	第1位（%）	第2位（%）	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理	
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎(49%)		●(61%)			●(61%)	
高齢者のみ世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○(32%)	◎(48%)		●(58%)			●(50%)	
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎(42%)	○(32%)		●(60%)	◎(48%)			
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)		○(31%)	○(38%)	○(37%)		
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)		◎(42%)	○(35%)			
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	◎(43%)		○(33%)	◎(47%)			
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎(43%)	◎(45%)	◎(44%)		●(76%)			

国土交通省 住宅建設事業調査「住宅確保要配慮者の居住に関する実態把握及び継続的な居住支援活動等の手法に関する調査・検討業務報告書」(令和2年3月)より

新たな住生活基本計画

○住生活をめぐる現状と課題に対応するため、「3つの視点」から「8つの目標」を設定し、施策を総合的に推進

①「社会環境の変化」の視点

目標1 「新たな日常」、DXの推進等
目標2 安全な住宅・住宅地の形成等

②「居住者・コミュニティ」の視点

目標3 子どもを産み育てやすい住まい
目標4 高齢者等が安心して暮らせるコミュニティ等
目標5 セーフティネット機能の整備

③「住宅ストック・産業」の視点

目標6 住宅循環システムの構築等
目標7 空き家の管理・除却・利活用
目標8 住生活産業の発展

② 「居住者・コミュニティ」の視点

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

(1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保

(基本的な施策)

- 住宅セーフティネットの中心的役割を担う**公営住宅の計画的な建替え**等や、**バリアフリー化**や**長寿命化**等のストック改善の推進
- 緊急的な状況にも対応できる**セーフティネット登録住宅の活用**を推進。地方公共団体のニーズに応じた**家賃低廉化**の推進
- **UR賃貸住宅**について**多様な世帯のニーズに応じた**賃貸住宅の提供とともに、ストック再生を推進

(2) 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

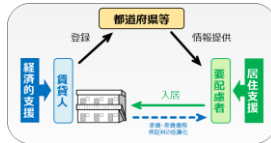
(基本的な施策)

- 住宅・福祉部局の**一体的・ワンストップ対応**による公営住宅等や生活困窮者自立支援、生活保護等に関する**生活相談・支援体制**の確保
- 地方公共団体の**住宅・福祉・再犯防止関係部局や居住支援協議会、居住支援法人等が連携**して、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、住宅確保要配慮者に対する**入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急対応時**等の実施
- 賃借人の死亡時に**残置物**を処理できるよう**契約条項を普及啓発**。多言語の入居手続に関する資料等を内容とするガイドライン等を周知

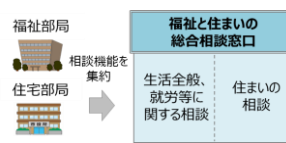
<公営住宅の建替え>



<セーフティネット住宅の概要>



<福祉と住まいの総合相談窓口設置のイメージ>



(成果指標) 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 25% (R2) → 50% (R12)

全世代型社会保障の構築(全世代型社会保障構築会議①)

設置趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、全世代型社会保障構築会議を開催。

開催状況

- 令和3年
11月9日 第1回会議
- 令和4年
3月9日 第2回会議
- 3月29日 第3回会議
- 4月26日 第4回会議
- 5月17日 第5回会議
議論の中間整理

委員等(敬称略)

- | | | |
|------|-------|---|
| 座長 | 清家 篤 | 日本私立学校振興・共済事業団理事長／慶應義塾学事顧問 |
| 座長代理 | 増田 寛也 | 東京大学公共政策大学院客員教授 |
| 構成員 | 秋田喜代美 | 学習院大学文学部教授 |
| | 落合 陽一 | メディアアーティスト |
| | 笠木 映里 | 東京大学大学院法学政治学研究所教授 |
| | 香取 照幸 | 上智大学総合人間科学部教授
／一般社団法人未来研究所副代表理事 |
| | 菊池 馨実 | 早稲田大学法学学術院教授 |
| | 熊谷 亮丸 | 株式会社大和総研副理事長 |
| | 権丈 善一 | 慶應義塾大学商学部教授 |
| | 國土 典宏 | 国立国際医療研究センター理事長 |
| | 高久 玲音 | 一橋大学経済学研究所准教授 |
| | 武田 洋子 | 三菱総合研究所研究理事 シンクタンク部門副部門長
(兼)政策・経済センター長 |
| | 田辺 国昭 | 国立社会保障・人口問題研究所所長 |
| | 土居 文朗 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 沼尾 波子 | 東洋大学国際学部国際地域学科教授 |
| | 水島 郁子 | 大阪大学理事・副学長 |
| | 横山 泉 | 一橋大学大学院経済学研究所准教授 |

※ 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局総括事務局長 山崎史郎

全世代型社会保障の構築(全世代型社会保障構築会議②)

全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理(令和4年5月17日)

5. 「地域共生社会」づくり

- 今般の新型コロナ禍においては、住居確保給付金へのニーズをはじめ、「住まい」の課題が顕在化した。まずは、こうした足元の課題への対応を検討していくとともに、将来、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中において、住まいをいかに確保するかは高齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題となるため、制度的な対応も含め検討していくことが求められる。

年齢層や属性などニーズの実態を踏まえた上で、住まいの確保の支援のみならず、ICTも活用しつつ、地域とつながる居住環境や見守り・相談支援の提供も含めた検討が必要である。

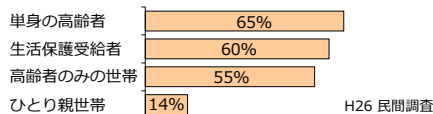
合わせて、住宅の質の確保や既存の各制度の関係の整理も含め、議論を深めるとともに、空き地・空き家の活用やまちづくり、災害リスクを踏まえた防災の視点から各地方自治体において地域の実情に応じた対応を検討することが望まれる。

住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から1割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

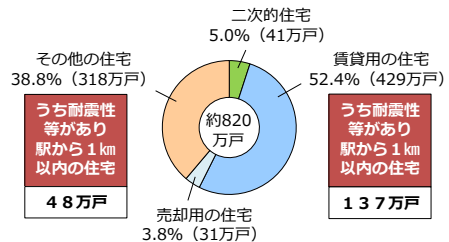
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】 (H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

新たな住宅セーフティネット制度の概要

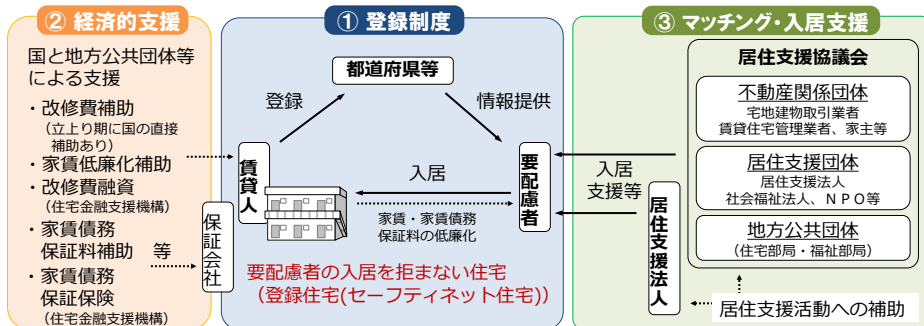
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



8

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

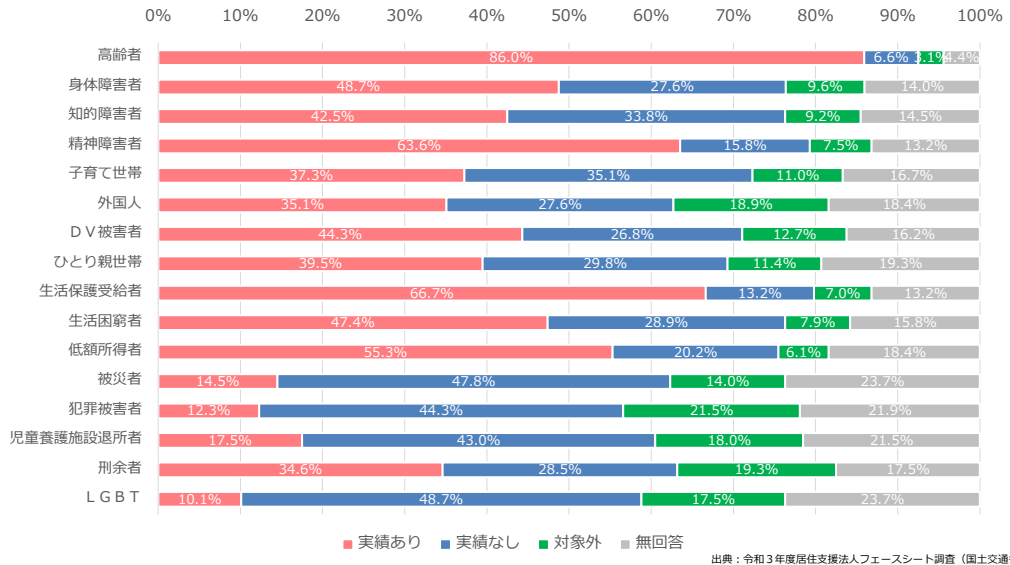
国土交通省令で定める者

- ・外国人等
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が
供給促進計画において定める者
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJTターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

9

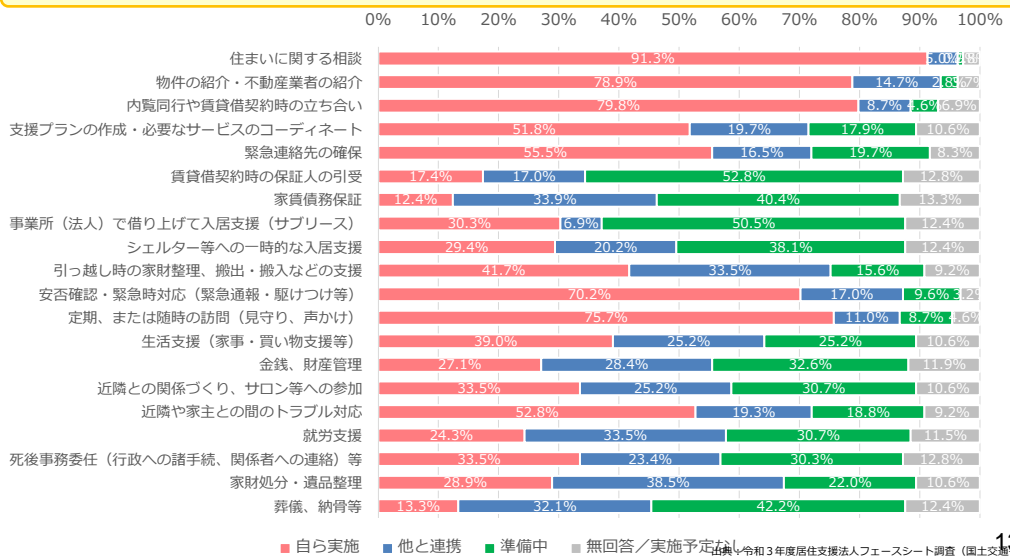
【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

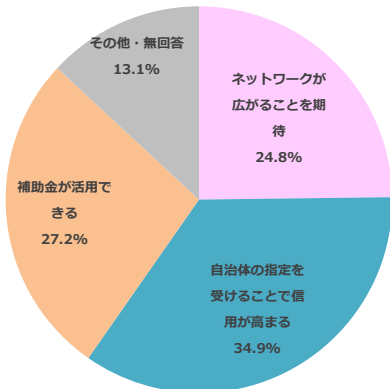
- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援するだけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。



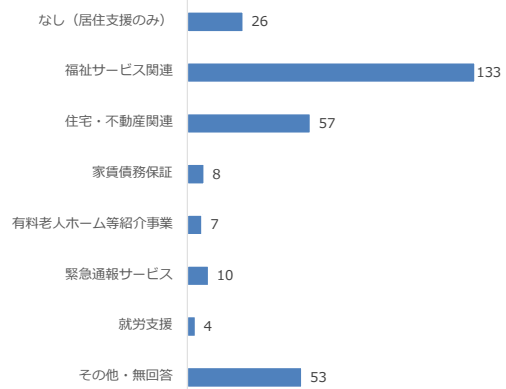
【国交省アンケート結果】居住支援法人の指定目的・主たる事業

- 居住支援法人の指定を受けた目的は大きく3つに分類される。
「ネットワーク強化への期待」「信用性の強化」「経済面の強化（補助金活用）」
- 居住支援法人の主たる事業としては、福祉サービス関連が最も多い。

居住支援法人の指定を受けた目的



居住支援法人の主たる事業

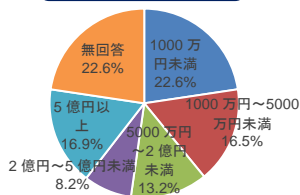


出典：令和3年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）

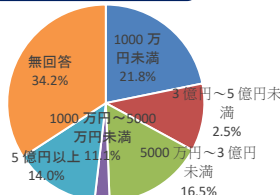
【国交省アンケート結果】居住支援法人の経常費用・収益・財源

- 経常費用、経常収益の総額ともに、「1000万円未満」が最も多くなっている一方で、5億円以上も15%前後存在し、事業規模は分散。費用のうち、居住支援法人業務にかかった割合についても、1%未満と50%以上が同程度存在。
- 経常収益の財源（複数回答）については、「収益事業による収益」が最も多く、「補助金」、「寄付金」、「会費」、「受託事業費」などが続く。補助金や助成金で5割以上を占める法人は1割程度。

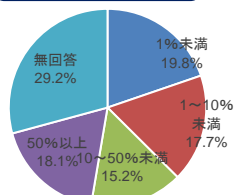
法人の経常費用の総額



法人の経常収益の総額



指定居住支援法人業務にかかった費用の割合



経常収益の財源



法人種類別経常収益の財源

法人種類 (区分)	経常収益の財源 (%)						無回答
	全体	収益事業5割以上	収益事業5割未満	補助金+助成金5割以上	寄付金5割以上	その他	
全体	243	26	62	24	0	60	65
社会福祉法人	32	3	3	9	0	17	9
社会福祉協議会	9	0	0	1	0	7	1
NPO法人	75	14	18	12	3	18	13
社団法人・財団	44	5	13	6	2	6	12
法人・協賛組合	100	111	30	14	51	141	27
営利団体	75	4	7	1	0	11	32
その他	100	5	36	11	0	19	43
その他	4	0	0	1	1	1	1
その他	100	0	0	25	25	25	25

出典：令和2年度居住支援法人フェースシート調査（国土交通省）※経常費用・経常収益は令和元年末実績をもとに回答

居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 114協議会が設立（令和4年3月31日時点）

- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（72市区町）
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市長久市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、熊本市、合志市、とくしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

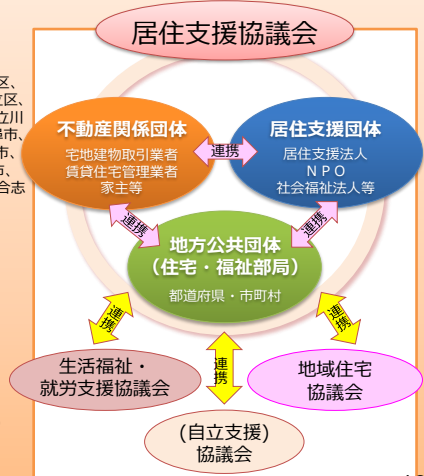
(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和4年度予算〕

共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数



16

居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はHP等において公開予定

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信（約2,000アドレス）

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハンスオン支援を実施（R2：3自治体、R3：9自治体）
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハンスオン支援を実施（R3：5団体）

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

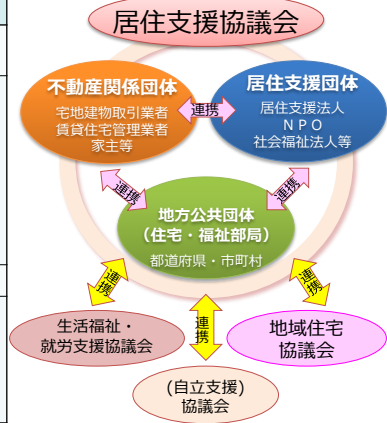
17

居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算：
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内教
令和3年度補正予算：1億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、 アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合は12,000千円/協議会等 ）



- 居住支援協議会**
 - ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
 - ・設立状況：114協議会（全都道府県・72市区町）が設立（R4.3.31時点）
- 居住支援法人**
 - ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
 - ・設立状況：511者（47都道府県）が指定（R4.3.31時点）

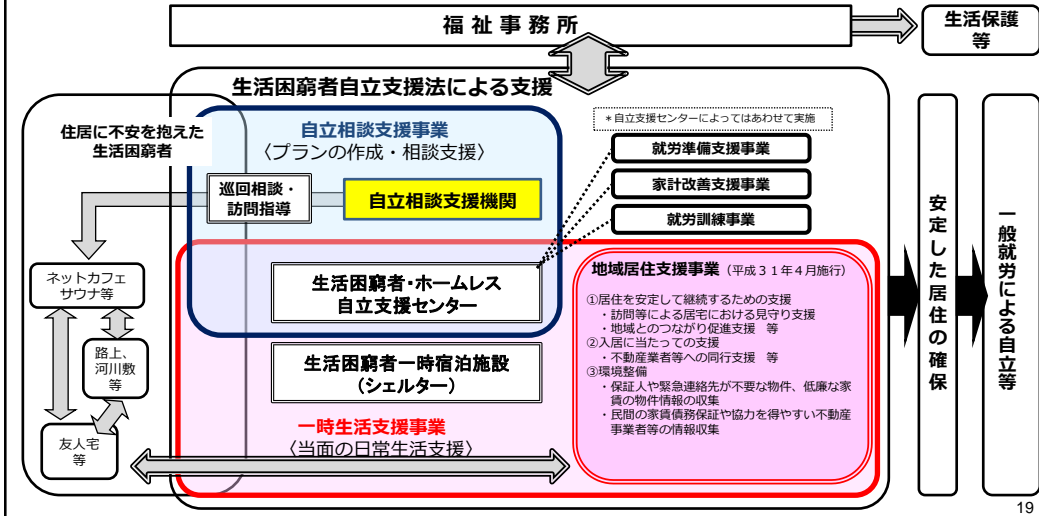
下線部は令和3年度補正予算における拡充事項 8

一時生活支援事業について

事業の概要

- 一時生活支援事業は、各自治体においてホームレス対策事業として実施してきた、生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設（シェルター）の運用を踏まえ、これを制度化したものである。
- 福祉事務所設置自治体は、住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3ヶ月間（最大で6ヶ月間）に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施。
- ※ 自立相談支援機関の相談員が必要に応じて支援を実施（自立支援センターの相談員は自立相談支援機関から配置）。
- 改正法において、シェルター等を遷所した者や、居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間（1年間）、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより「居住支援」を強化し、「一時生活支援事業」に「地域居住支援事業」を追加し強化（平成31年4月施行）。

	実地自治体 (令和3年度)	利用人数 (令和2年度)
一時生活	331自治体(37%)	4,720人
地域居住	50自治体(6%)	2,420人



「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和4年度)の概要

居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- しかしながら、居住支援協議会を設立した市区町村は66市区町にとどまっている。そのため、住生活基本計画(令和3年3月)において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない／どうやって設立すればよいか分からない など



- ➡ **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**
- ➡ **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	都道府県 又は 都道府県居住支援協議会 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	2団体程度	①有識者、国土省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等) ②課題の相談及びアドバイス
設立部門 (②市区町村型)	市区町村 ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能	4団体程度	③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供 ④第1線で活動されている行政職員や実務者の紹介
活性化部門	居住支援協議会 ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能		※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

都道府県による居住支援体制の構築に向けた支援事例【大分県】

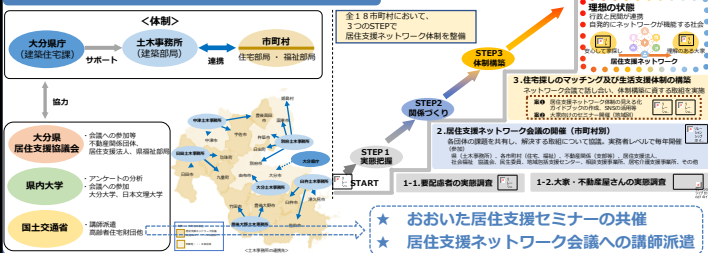
大分県の課題

- 居住支援を取り巻く環境が市町村ごとに異なり※、県の居住支援協議会だけで県内の居住支援体制の充実を図ることは困難。
※都市部は賃貸住宅が充実している一方、地方部は空き家が多く、賃貸住宅がほとんどない等
- 市町村の住宅部局及び福祉部局が庁内連携して、居住支援に取り組む体制ができていない。

市町村ごとに居住支援体制を整備することが必要！
市町村内の連携体制の構築を県が支援することが必要！

令和3年度から市町村ごとの居住支援ネットワーク体制整備を県が支援

大分県の支援体制及び支援内容 ※大分県資料より作成



【令和3年度の取組結果】

- 全市町村で居住支援アンケートを実施
- 住宅部局・福祉部局・不動産事業者・居住支援団体が参加するネットワーク会議を開催
 - ➡ **令和4年度以降も取組みを継続することにより、居住支援体制の充実を図る予定！**
 - ➡ **居住支援ネットワーク会議の開催等を通じて、竹田市で居住支援協議会が設立！**

＜竹田市の取り組み事例＞

- ① これまでの状況
 - 住まいの問題は市営住宅のみ、福祉部局とも特段連携なし(住宅部局)
 - 住まいの問題は抱えているが、得意な分野で、対応は個別かつ限定的(福祉部局)
 - 行政とつながりなく、地域のなかで何をしたいのかわからない(居住支援法人)

県職員との働きかけにより、居住支援ネットワーク会議でまずは関係者が集まることに！



② 居住支援ネットワーク会議での課題・気づき

- 【課題】
 - ・ 相談に対して、個別対応→個別のつながりでは負担大
 - ・ 既存の取組はあるが、対応法的な取組が中心
 - ・ 既存組織の連携・協議体制では居住支援として不十分
 - ・ 横の連携が不足、個々の取組が運動できていない

【気づき】

- 現場の連携の必要性に気づき
- 居住支援は「地域の課題」まちづくりであり、住宅・福祉を超えた共通言語・共通課題
- 居住支援協議会は、相談対応の負担軽減や継続性・持続性など、メリットは多いが、デメリットはない

課題の解決、円滑な取り組みの推進に向けて、居住支援協議会を設立することに！

住まい支援の連携強化のための連絡協議会

○生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、刑務所出所者等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、福祉分野・住宅分野等のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省、法務省の関係局及び各関係団体による情報共有や協議を行う標記連絡協議会を設置。 ※平成28～30年度に5回、厚生労働省及び国土交通省の局長級を構成員とする連絡協議会を開催

構成員

<厚生労働省>

子ども家庭局長
社会・援護局長
障害保健福祉部長
老健局長

<国土交通省>

住宅局長

<法務省>

矯正局長
保護局長
※ 出入国管理庁はオブザーバー参加

<福祉関係>

- ・全国社会福祉協議会
- ・一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- ・全国児童養護施設協議会
- ・全国母子寡婦福祉団体協議会
- ・一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会

<住宅・不動産関係>

- ・一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- ・公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会(日管協)
- ・公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会(ちんたい協会)
- ・公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会(全宅連)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会(全日)

<矯正・保護関係>

- ・更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- ・認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

開催状況

- 第1回連絡協議会 (令和2年8月3日開催)
- 第2回連絡協議会 (令和3年6月22日開催)

22

住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ

○住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ支援策等を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況があることから、住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まいの支援における課題を把握・共有することを目的として、住まい支援の連携強化のための連絡協議会の下にワーキンググループを設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局 総務課
保護課 保護事業室
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 高齢者支援課
子ども家庭局 家庭福祉課

<国土交通省>

住宅局 住宅総合整備課
安心居住推進課

<法務省>

保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

<自治体>

大牟田市
座間市

<福祉関係>

- 全国社会福祉協議会
- 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
- 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- 全国児童養護施設協議会
- 全国母子寡婦福祉団体協議会
- 一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
- 一般財団法人 高齢者住宅財団

<住宅・不動産関係>

- 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
- 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
- 公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
- 公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
- 公益社団法人 全日本不動産協会

<矯正・保護関係>

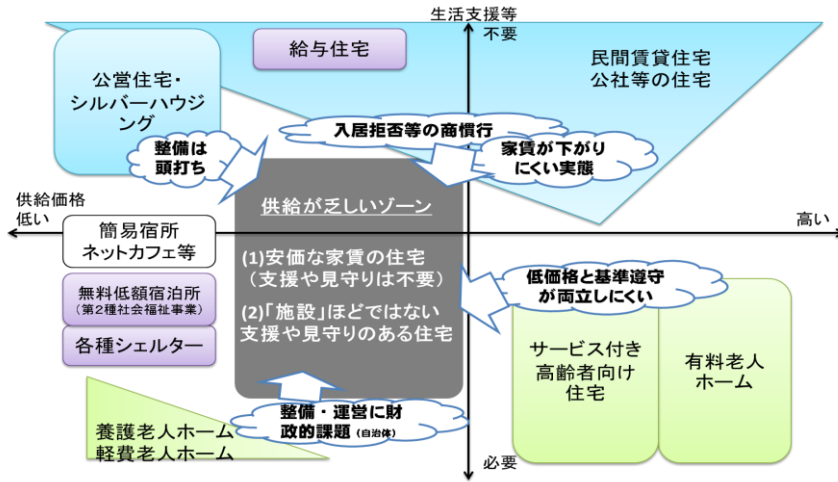
- 更生保護法人 全国更生保護法人連盟
- 認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

開催概要

- 令和4年4月以降、月1回程度の開催を予定 ※全6回程度
- 構成員の実践報告を踏まえ、住まいの支援における課題について協議
- 各回毎に主たるテーマを設定。想定テーマは下記のとおり
「生活困窮者」「高齢者・障害者」「ひとり親・ケアラー」「自治体」「刑務所出所者等」「不動産事業者」

23

居住に関する資源を巡る課題



平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

24

今後の課題

- 供給を進めるゾーンについて
- 住宅SN制度の普及、SN住宅の登録促進
- 貸しやすい、借りやすい環境の整備
- 居住支援の担い手の確保、持続可能な体制整備

25